

千葉県は最低賃金が引き上げられ 895 円となった。中小・零細企業では、公的支援制度を上手に活用して、人件費負担増に備えたい

千葉県の最低賃金が+27 円引き上げられ 895 円となった（10 月 1 日）。引き上げは 15 年連続で、時給で示すようになった 02 年以降で最大の引き上げ額となる（図表 1）。各県の改定額は、経済規模などに応じて 4 ランクに区分されており、千葉県は、東京、神奈川、大阪などととも A ランクに位置するため、上げ幅が全国平均（26 円）より大きくなった。

就業構造基本調査（17 年）によると、千葉県の雇用者の伸びは、非正規雇用（前回 12 年調査比+3.9%）が正規雇用（同+2.7%）を上回り、最低賃金の改定に関係が深いパート、アルバイトなどの非正規雇用の比率が全国よりも高いことから、本県は最低賃金上昇の影響を受けやすいといえる（図表 2）。

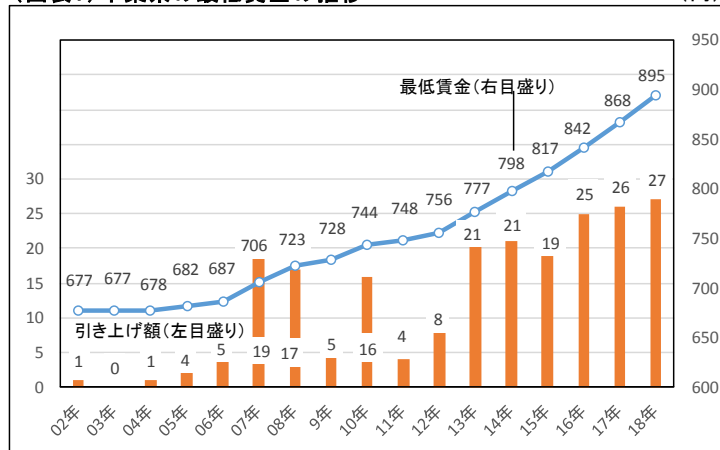
引上額増額の背景には、賃上げを通じて個人消費を刺激しつつ 2% の物価上昇目標を達成し、経済を活性化したい政府の思惑がある。アベノミクスを通じて雇用、賃金環境の改善は進んでいるが、企業規模別、業種別の格差が大きいほか、ベア自体も必ずしも企業業績に応じたものにはなっていないという判断だ。政府は賃金アップを幅広く浸透させたいとしており、「1 億総活躍プラン」では、20 年までに全国平均の最低賃金を 1,000 円まで引き上げることが目標に掲げている。

一方、企業にとって最低賃金引き上げは人件費の増加に直接つながる。最低賃金引き上げの県内の企業業績への影響を規模別・地域別にみると、まず規模別では、アベノミクス効果の恩恵が行き渡っていない中小企業への影響が大企業よりも大きい（図表 3）。また地域別には、県内都市部では、実際の時給が最低賃金以上となっている企業が多いため、引き上げの影響は相対的に小さい一方で、郡部にいくほど負担感は大きくなる。

中小・零細企業では、政府の経営支援制度を上手に活用し、生産性向上を通じて人件費上昇に備えたい。国は、賃金の引き上げをした事業者への助成制度である「業務改善助成金」を拡充している。同制度は、最低賃金が 1,000 円未満の事業者が一定額以上の賃上げをした場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用の一部を助成するもので、例えば、機械設備や POS システムなどの導入のほか、教育訓練やコンサルティングにかかった費用も助成対象となる（申請窓口は労働局）。

また、助成金以外にも「働き方改革推進支援センター（千葉労働局）」「よろず支援拠点（中小企業基盤整備機構）」など行政機関による無料相談体制も充実している。これら相談窓口も積極的に活用して、経営力強化につなげたい。（船田）

(図表1) 千葉県の最低賃金の推移 (円)



(出所) 千葉労働局

(図表2) 雇用者(正規・非正規)の状況 (千人、%)

	雇用者	雇用者		非正規比率
		正規	非正規	
全国	55,839 (4.3)	34,514 (4.2)	21,326 (4.4)	38.2
1都3県	17,117 (7.0)	10,609 (6.5)	6,508 (7.8)	38.0
千葉県	2,808 (3.2)	1,694 (2.7)	1,114 (3.9)	39.7
東京都	6,631 (9.5)	4,301 (10.4)	2,330 (7.8)	35.1
神奈川県	4,306 (5.8)	2,595 (3.2)	1,711 (10.0)	39.7
埼玉県	3,372 (7.0)	2,019 (6.1)	1,353 (8.4)	40.1

(注) () 内は前回2012年調査からの増減率

(出所) 総務省「2017年就業構造基本調査」

(図表3) 最低賃金引き上げによる業績への影響 (%)

	影響		
	マイナスの影響がある	影響はない	分からない他
大企業	26	63	11
中小企業	33	55	12

(出所) 千葉経済センター「企業経営動向調査2018年7-9月期(中間集計)」